

愛知地方最低賃金審議会 第2回専門部会議事録

令和3年8月2日(月)
午後1時30分～午後2時50分
合同庁舎2号館2階北大会議室

出席(公益代表委員) 中山恵子会長、小野木委員
(労働者代表委員) 安藤委員、木戸委員、中塚委員
(使用者代表委員) 梶原委員、澁谷委員、太箸委員
(事務局) 岡田労働基準部長、高橋賃金課長、西尾主任賃金指導官、
宮下賃金指導官、森賃金指導官、吉田賃金調査員

発言者・発言内容

宮下賃金指導官

愛知地方最低賃金審議会 第2回愛知県最低賃金専門部会を開催します。
本日の委員の出席状況ですが、中山徳良委員が欠席されて、出席委員数は8名となっております。
本日の資料ですが、会議次第とセットにしたもの1部に加え、机上配付資料を2部お配りしております。
それでは以後の議事進行について、中山部会長よろしくお願いします。

中山(恵)部会長

本日お暑い中、ご参集頂きましてありがとうございます。また、前回私お休みして、御迷惑をおかけして大変申し訳ございませんでした。
では、議事進行を進めさせていただきます。本日の議事録の署名委員ですが、労働者側は中塚委員、使用者側は梶原委員にお願いいたします。

(双方委員了承)

中山(恵)部会長

では、議題(1)令和3年度愛知県最低賃金の改正について、でございます。審議に入ります前に、本日の資料について事務局より御説明ください。

西尾主任賃金指導官

資料2ページを開いていただきたところからの資料となります。資料1-1及び資料1-2をつけさせていただいております。令和2年度における最低賃金に関する実態調査の結果の総括表になります。

この資料は7月28日の本審におきまして、暫定値のものを配布させていただき、表の見方などを御説明させていただきましたが、集計データの入力を完了し、確定値となりましたので、本日資料として再度お配りしております。

対象地域は愛知県全域で、令和3年6月1日において事業所に雇用される労働者の、6月における給与の時間当たりの所定内賃金額です。

調査票の回答にあたっては、支給実績ではなく、6月において労働者の方が欠勤・遅刻・早退等をすることなく働き、皆勤した場合に支払われるべき基本給、諸手当を記入していただき

算出したものです。

机上配布のほうに移らせていただきます。2部ございます。一つ目は、7月30日に報道発表が行われた「コロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用維持への支援について（雇用調整助成金による対応）」です。2枚目以降が周知用リーフレットとなります。

2つ目の机上配布資料は、同じく7月30日に事務局に持参のあった、名古屋タクシー協会会長からの、愛知地方最低賃金審議会会长宛の意見書写しです。7月1日から7月15日までが意見の提出の期日でございまして、期日以降の提出ではございますが、本日御紹介させていただきたいと思います。

内容は、政府及び愛知県知事の不要不急な外出自粛要請等により、利用者が激減する中、公共交通機関として使命を果たすべく、懸命に運行維持を図ってきたが、経営状態は極めて悪化しており、名古屋のタクシー会社の12社が事業の廃止・合理化を図り、運行車両やタクシー乗務員も大きく減少している実情が記載されています。また、最低賃金改定審議にあたっては、民間企業の懸命な経営努力により、タクシー運行が維持されていること及び公共交通としての社会的役割、必要性及びタクシー事業の窮状に最大限配慮したうえで、慎重審議を要望する旨が記載されています。事務局からの資料説明は以上です。

中山（恵）部会長

ありがとうございます。ただいまの御説明について、何か御質問等おありでしょうか。

（質問なし）

中山（恵）部会長

よろしいですか。前回は労使双方とも基本的な意見表明はいただいておりますが、本日は改定金額を含めまして、改めて労使各側のお考えを伺いたいと思います。まず、労働者側いかがでしょうか。

中塚委員

はい、では主張点につきましては、前回発言したとおりです。それからは変更はございません。プラスして、前回使側委員からは、28円の根拠を求めるというような御発言もあったので、まず労側として28円を含めた目安の受け止め方ということで、少し発言をさせていただきたいと思っております。

まず、中央の審議の中では、当然最低賃金を決定する上では三要素算出というようなところが重要な点だと思うのですけれども、その中で一部業種によって厳しい状況というような異論があった中で、公益としてはいずれかに重点を置くことなく、三つの観点から算出して決定すべきというような発言があったということで、私たちも受け止めているところでございます。

従いまして、特定の産業のみの支払い能力、ここに焦点を当てるのには適当ではないというような、中央の公益委員としては、そういう発言があったということで、まず聞いている部分でもございます。そのうえで、コロナ感染症が1年経過した中で、各数字を見たときでは、産業全体の回復状況でしたり、雇用の状況、こういうところは有効求人倍率が1倍を超えてるという点、こういう推移をしているということで、中貸で公益の見解が示されているというところでもございますし、それを愛知に当てはめたときにおきましても、6月直近のものが出来ましたが、有効求人倍率全国で1.13倍、かつ愛知としては1.20倍ということで、Aランクの中でも一番高い数字になっているということで受け止めている部分もございます。そして、ワクチン接種が今後進んでいくことも踏まえた上では、当然ですけれども、とにかくそれを占めている状況にあると思っている部分でもございます。

この具体的な金額の部分につきましては、28円の根拠を使側として求める部分もありますので、そこが理解を含めて進まない限り、こちらから出していいものなのかというところは悩んでいる部分がございますので。一旦はここまでにさせていただきたいなと思います。以上です。

中山（恵）部会長

はい、ありがとうございます。では、使用者側いかがでしょうか。

梶原委員

使用者側の考え方は、前回と変わりないということで、いま労働者側から、中央の公益見解についての受け止め方というような、労働側がどういう理解をしているかということについては、御説明は受けとれましたけれども、これは改めて、公益もしくは事務局のほうからきちんと 28 円目安の根拠というものを改めて御説明をして頂きたいなというふうには思っています。じゃないと、我々も当然経営側に、ここら辺のところをきちんと説明する義務がございますので、我々もそこら辺をきちんと理解したうえで審議に臨みたい、というふうな思いもあるというようなことです。以上です。

中山（恵）部会長

はい、前回から 28 円というものの根拠が求められているということでしたけれども、部長のほうから御説明させていただきます。お願ひいたします。

岡田部長

それでは、28 円の考え方ということにつきまして、公益委員見解を再度御説明させていただきたいと思います。別紙 1 の 2 を見ていただければ、①から⑦というふうにございます。前回第 1 回目の専門部会の中で、梶原委員から、ここについての御説明をということでございましたので、事務局のほうから、中賃の事務局であります本省の労働基準局賃金課、担当部局のほうに、この考え方についての確認をしたところでございます。そちらにつきまして申し上げます。

目安を、部会の検討にあたっては、公益委員見解の 2 (1) の①から⑦の各観点から総合的に勘案されたものであります。ということですが、特に⑤で記載されておりますとおり、①から④の状況を勘案しますと、過去 3.0% から 3.1% に引上げた時期と比べ、今年度の状況は大きく異なると言えない。その時期と同程度まで引上げた場合でも、マクロで見た経済情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないというのが基本的な考え方でございます。そのうえで平成 28 年から令和元年までの引上げ水準と同程度の引上げ額というものが検討されまして、現時点での最賃の全国加重平均 902 円と、過去の引上げ率 3.1% ということですが、これを勘案した結果、繰り返しになりますけれども、公益委員見解の①から⑦を総合的に勘案した結果 28 円というのが導き出されたと理解されている、というふうに承知しているということでございます。

事務局からは以上でございますが、愛知の事務局といたしましても、こうした中賃の答申による目安の考え方を踏まえまして、また、8 月 1 日労働局長の諮問文にもお示しさせていただきましたとおり、骨太の 2021、あるいは成長戦略といった政府方針にも配慮をいただいて、さらに中賃の答申を踏まえて、その後具体化されました、今日もお示しましたけれども、中小企業支援の強化策ですね、業務改善助成金の拡充、それは前回お示しましたと思います。今回雇用調整助成金特例処置の延長等の方向性等も念頭に置いていただきまして、地賃における公労使間での適切な審議というものをお願いしたいというところでございます。私からは以上でございます。

中山（恵）部会長

はい、ありがとうございます。愛知労働局及び公益としても、これが申し上げられる範囲の精一杯ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

では、労使双方の委員の方から意見を伺いましたが、改正額の一一致には至りませんでした。それどころか改正金額というのも示されておりませんでした。

そこで一旦休会とさせていただいて、個別の打ち合わせを公益からは提案したいと思うのですが、いかがでしょうか。

(了承)

中山（恵）部会長

よろしゅうございますか。では、個別打ち合わせとして、一旦休会とさせていただきます。公益としては、労働者側から伺うということでよろしいですか。お時間は。

中塚委員

少しだけ時間をいただいて、私のほうからこちらにノックします。

中山（恵）部会長

はい、わかりました。一応今日は2回目ですから、金額の表示で。お決まりになったらノックしてください。

宮下賃金指導官

労側委員は2階打ち合わせ室です。使用者側は2階応接室になります。では、ご案内します。

(労側委員・使側委員に分かれて移動)

(労使委員部屋に戻る)

中山（恵）部会長

では、全体会議を再開させていただきます。私ども公益がお聞きしたい点としては、労働者側がプラス32円、使用者側が0円ということでございました。

それに関しまして、労使双方から御意見を改めてお伺いします。まず、労働者側委員からお願いします。

中塚委員

では、労側から32円の根拠の部分を御説明させていただきたいと思っております。昨年度もそうであります。私たちとしましては、春闘の結果をしっかりと未組織労働者も含めて、社会、地域に広く波及させて、セーフティーネットの強化につなげるということを一つの目的に掲げる部分でもございます。そのうえで、この地域別最賃、当然労使交渉の機会のない労働者の、労働条件向上につながる重要な部分だと位置づけている部分もございます。

2020春闘におきましては、中小労組が大手を上回る賃金改定が行われまして、その結果に重点を置きながら、労側としましては、昨年度17円という考え方を示させていただきました。最低賃金の審議結果としましては、1円の引上げということでございましたので、労使交渉の機会がない労働者と組織内の格差が16円分生まれているということで、私たちが受け止めている部分でもございます。

そして2021春闘におきましても、コロナ禍という厳しい環境の中でも、中小労組を中心とした賃金改定が行われるという状況でもございます。この結果を最低賃金に反映しながら、愛知県の労働者の格差解消も含めて、つなげていくという考え方も含め、昨年度の1円を引いた16円、プラス今年度の春闘の加重平均1.93%の内、中小労組が1.68%の賃金改定を果たした16円、これを足したうえでの32円を、これを私たちとして主張させていただいたところでございます。

中山（恵）部会長

はい、ありがとうございます。続きまして使用者側からお願ひいたします。

梶原委員

使用者側ですけれども、基本的な考えにつきましては、先日申し上げたとおりで変わらないということで、今年度も賃金を引き上げる状況にはないというふうに考えております。

いくつか指標が出ておりますけれども、ただ今の雇用情勢について、先ほど4月30日の発表について、有効求人倍率1.5倍ということで、前回よりも上がっているということは承知しておりますけれども、その一方で正社員の有効求人倍率は1を切っているというような状況が14か月ということで長く続いているというような状況で、必ずしも正社員の雇用というのを改善されていないというのが我々の考え方です。

それから、先ほど賃上げというお話をありましたけれども、賃上げにつきまして愛知県の調査、県全体の調査によると、5,383円、1.65%の引上げというふうになっておりますけれども、それはそれぞれ619円、0.22%昨年よりマイナスになっているというふうな状況でございます。

なお、賃金引上げが、最低賃金もそうなのですけれども、賃金引上げの原資になるのが、いわゆるベースアップ部分となりますので、ベースアップ部分につきましては、私ども愛知県経営者協会の調査によると、昨年より3.8%ベースアップを実施した企業が減っているというような状況もございますので、今年の春の賃上げという状況につきましては、昨年より悪化しているというような現状がございます。なおかつ、この夏の賞与につきましても経営者協会の現在での調査によると、昨年よりマイナスというような状況が出ておりますので、会社としては、なかなか賃金のほうにも、原資引上げというのは厳しい状況だというのが現状というふうに考えております。こうしたことからも、今年の最低賃金引上げというのはなかなか厳しいのではないかというのが現状の考え方ございます。以上です。

中山（恵）部会長

ありがとうございました。ただいま最低賃金の改正に向けまして、労使双方から御意見を伺いましたが、残念ながら金額の一一致には至りませんでしたので、継続審議とさせていただきます。次回も労使双方の御協力を賜りながら、円滑な審議がなされますように、よろしくお願ひ申し上げます。

では、議題（2）「その他」についてです。各委員のみなさまから、何かございますか。

（特になし）

中山（恵）部会長

事務局からはいかがですか。

西尾主任賃金指導官

次回、第3回専門部会の日程です。8月4日 水曜日 午後1時30分から、3階共用大会議室の予定でございます。よろしくお願ひします。

中山（恵）部会長

他に何かございますか。では、これをもちまして本日閉会とさせていただきます。お忙しい中ありがとうございました。また、次回よろしくお願ひ申し上げます。

(署名欄)
部 会 長

(中山恵子部会長)

労働者側代表委員

(中嶋義貴)

使用者側代表委員

(梶野泰典)

令和3年8月2日 第2回専門部会 議事録